



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
5月30日  
第414号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課).....	1
免許漁業についての漁業計画(水産課).....	2
内水面第五種共同漁業権の漁場における増殖指針(水産課).....	2
都市計画法に基づく公聴会の開催(都市計画課).....	3
河川区域の廃止による廃川敷地等(流域政策局).....	6
河川区域の変更(流域政策局).....	6

### ○ 公 告

一般競争入札の公告(特別支援教育課).....	6
随意契約の相手方決定の公告(人事課、びわこボートレース局).....	8

### ○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部、湖東).....	8
---	---

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告(大津・南部).....	9
-------------------------	---

### ○ 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課).....	9
---	---

### ○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

遊漁者によるピワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示の一部改正.....	11
--	----

### ○ 病院事業庁公告

一般競争入札の公告.....	11
----------------	----

### ○ 雑 報

令和5年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託公告.....	13
---	----

## 告 示

### 滋賀県告示第241号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和5年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年6月1日(木)から令和5年6月29日(木)まで
- 3 試験期日
  - (1) 筆記試験および適正検査(Web試験方式) 令和5年7月10日(月)および11日(火)のうち指定する1日
  - (2) 口述試験および身体検査 令和5年7月14日(金)および15日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
  - (1) 筆記試験および適正検査(Web試験方式) 受験者の任意の場所
  - (2) 口述試験および身体検査

ア 実施場所

  - (7) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

(イ) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

#### 滋賀県告示第242号

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第1項の規定により琵琶湖海浜漁場計画を定めるとともに、同法第64条第6項の規定により当該海浜漁場計画に基づく漁業の免許予定日および申請期間を定めたので告示する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 漁業権に関する事項 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県農政水産部水産課および各農業農村振興事務所に備え置いて一般に供覧するとともに、滋賀県ホームページ「県民の方」の「しごと・産業・観光」の「水産業」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>)に掲載する。)

2 保全沿岸漁場に関する事項 該当なし

3 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県農政水産部水産課および各農業農村振興事務所に備え置いて一般に供覧するとともに、滋賀県ホームページ「県民の方」の「しごと・産業・観光」の「水産業」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>)に掲載する。)

4 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

5 免許の申請期間 令和5年5月30日から令和5年7月31日まで

6 類似漁業権以外の漁業権 共第117号、共第120号、共第122号、共第135号、共第136号、共第138号、共第141号、共第143号、共第144号

#### 滋賀県告示第243号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により滋賀県内水面漁場計画を定めるとともに、同条第2項において読み替えて準用する同法第64条第6項の規定により当該内水面漁場計画に基づく漁業の免許予定日および申請期間を定めたので告示する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 漁業権に関する事項 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県農政水産部水産課および各農業農村振興事務所に備え置いて一般に供覧するとともに、滋賀県ホームページ「県民の方」の「しごと・産業・観光」の「水産業」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>)に掲載する。)

2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県農政水産部水産課および各農業農村振興事務所に備え置いて一般に供覧するとともに、滋賀県ホームページ「県民の方」の「しごと・産業・観光」の「水産業」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>)に掲載する。)

3 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

4 免許の申請期間 令和5年5月30日から令和5年7月31日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 なし

#### 滋賀県告示第244号

令和5年滋賀県告示第243号(免許漁業についての漁場計画)で告示した内水面第五種共同漁業権の各漁場における年間の増殖指針を次の表のとおり定める。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

公示番号	河川名	魚種			
		あゆ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	いわな (尾)
内共第1号	大石川	—	300	600	400

内共第2号	信楽川	—	1,000	2,500	1,200
内共第3号	大戸川	290	—	—	—
内共第4号	野洲川	940	1,400	5,500	3,400
内共第5号	日野川	—	—	—	—
内共第6号	愛知川	340	600	5,600	4,300
内共第7号	愛知川	330	1,000	16,000	10,000
内共第8号	犬上川	180	3,000	8,000	6,200
内共第9号	姉川	180	2,000	10,000	6,000
内共第10号	草野川	50	2,500	3,000	3,000
内共第11号	高時川・杉野川	320	3,000	2,000	—
内共第12号	杉野川	90	—	3,500	2,100
内共第13号	高時川	500	—	15,000	8,900
内共第14号	余呉湖	—	—	—	—
内共第15号	高島鴨川	110	1,000	1,000	1,000
内共第16号	安曇川	530	—	—	—
内共第17号	安曇川	1,100	—	10,000	10,000
内共第18号	針畑川	240	—	3,000	3,000
内共第19号	安曇川・針畑川	360	—	8,500	4,200

注 種苗1尾の体重は、あゆ4g、にじます20g、あまご・いわな15gを基準とする。

#### 滋賀県告示第245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 日時および場所

- (1) 令和5年6月17日(土)午前10時30分から 五個荘コミュニティセンター大会議室 東近江市五個荘小幡町318番地
- (2) 令和5年6月17日(土)午後2時から 馬淵コミュニティセンター2F研修室1 近江八幡市馬淵町3145番地

#### 2 都市計画の案の概要

- (1) 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画道路 3・3・4号 びわこ東部幹線の変更
- (2) 都市計画を変更する土地の区域 近江八幡市安土町石寺から東近江市南清水町まで

#### 3 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 書面を提出することのできる者 近江八幡市、東近江市、日野町および竜王町に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和5年5月30日(火)から令和5年6月12日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年6月12日(月)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

#### (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 〒527-0023 東近江市八日市緑町7番23号

近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8

東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

日野町役場建設計画課 〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

竜王町役場建設計画課 〒520-2592 蒲生郡竜王町大字小口3番地

4 その他 公聴会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとる。

- 公聴会への出席は以下に該当する者に限る。
  - ・ 当日に発熱がない者
  - ・ 当日に咳症状がない者
- 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

-----  
**滋賀県告示第246号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 日時および場所

- (1) 令和5年6月18日(日)午前10時30分から 旭森地区公民館集会室 彦根市正法寺町642-1
- (2) 令和5年6月18日(日)午後3時から ふれあいの郷3F多目的運動室 犬上郡多賀町多賀221番地1

2 都市計画の案の概要

- (1) 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・3・1号彦根長浜幹線の変更および3・3・7号びわこ東部幹線の変更
- (2) 都市計画を変更する土地の区域 犬上郡多賀町土田から彦根市佐和山町まで(3・3・1号彦根長浜幹線)および犬上郡多賀町敏満寺から彦根市佐和山町まで(3・3・7号びわこ東部幹線)

3 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 書面を提出することのできる者 彦根市、長浜市、米原市および多賀町に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和5年5月30日(火)から令和5年6月12日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年6月12日(月)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 〒522-0071 彦根市元町4-1

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2

滋賀県長浜土木事務所木之本支所管理課 〒529-0426 長浜市木之本町黒田1234

彦根市都市政策部都市計画課 〒522-8501 彦根市元町4番2号

長浜市都市建設部都市計画課 〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

米原市まち整備部都市計画課 〒521-8501 米原市米原1016

多賀町企画課 〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324

4 その他 公聴会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとる。

- 公聴会への出席は以下に該当する者に限る。
  - ・ 当日に発熱がない者
  - ・ 当日に咳症状がない者
- 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

-----  
**滋賀県告示第247号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 日時および場所 令和5年6月24日(土)午前10時30分から 甲良町公民館2F多目的ホール 犬上郡甲良町在

士350

## 2 都市計画の案の概要

(1) 都市計画の種類 豊郷甲良都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線の決定

(2) 都市計画を決定する土地の区域 犬上郡豊郷町吉田および犬上郡豊郷町八町から犬上郡甲良町小川原まで

## 3 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

(1) 書面を提出することのできる者 豊郷町および甲良町に住所を有する者

(2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。

(3) 書面の提出期間 令和5年5月30日(火)から令和5年6月19日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年6月19日(月)までに⑤に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

(4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 〒522-0071 彦根市元町4-1

豊郷町企画振興課 〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑375番地

甲良町建設水道課 〒522-0244 犬上郡甲良町在士353-1

## 4 その他 公聴会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとる。

○ 公聴会への出席は以下に該当する者に限る。

- ・ 当日に発熱がない者
- ・ 当日に咳症状がない者

○ 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

## 滋賀県告示第248号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 日時および場所

(1) 令和5年7月1日(土)午前10時30分から 湖東ひばり公園内みすまの館研修室2 東近江市池庄町610

(2) 令和5年7月1日(土)午後3時から 愛知川庁舎2F会議室 愛知郡愛荘町愛知川72

## 2 都市計画の案の概要

(1) 都市計画の種類 湖東都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線の決定

(2) 都市計画を決定する土地の区域 東近江市南清水町から愛知郡愛荘町島川までおよび愛知郡愛荘町目加田から愛知郡愛荘町西出まで

## 3 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

(1) 書面を提出することのできる者 東近江市および愛荘町に住所を有する者

(2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。

(3) 書面の提出期間 令和5年5月30日(火)から令和5年6月26日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年6月26日(月)までに⑤に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

(4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 〒527-0023 東近江市八日市緑町7番23号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 〒522-0071 彦根市元町4-1  
東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号  
愛荘町役場建設・下水道課 〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子825番地

- 4 その他 公聴会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとる。
- 公聴会への出席は以下に該当する者に限る。
    - ・ 当日に発熱がない者
    - ・ 当日に咳症状がない者
  - 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

#### 滋賀県告示第249号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県南部土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 河川の名称 淀川水系一級河川琵琶湖
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年5月30日
- 3 廃川敷地等の位置 守山市今浜町字十軒家2876番90
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地 5,329.17㎡

#### 滋賀県告示第250号

淀川水系に係る指定区間の一級河川琵琶湖について、平成24年滋賀県告示第218号で指定した河川区域のうち、守山市今浜町字十軒家2876番90の区域を次のように変更する。

「次の図面」は省略し、滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室および滋賀県南部土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

変更する区域 次の図面で黄色で着色した部分に該当する土地の区域

## 公 告

#### 一般競争入札の公告

令和5年度における滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃貸借契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品名および数量 滋賀県立特別支援学校スクールバス 2台
  - (2) 借入物品の内容等 「滋賀県立特別支援学校スクールバス仕様書」および「令和5年度滋賀県立特別支援学校スクールバスの貸借に係る入札仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
  - (3) 借入期間 令和6年3月27日(水)から令和12年2月28日(木)まで
  - (4) 借入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル 小分類: 自動車賃貸

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4641 電子メール mail@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和5年5月30日(火)9時30分から令和5年6月26日(月)10時まで(土曜日および日曜日を除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは電子メールにより交付する。電子メールにより交付を希望する場合は、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「令和5年度滋賀県立特別支援学校スクールバスの賃借に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。
- (4) 入札説明会 入札説明会は開催しない。
- (5) 入札書の受領期間 令和5年6月19日(月)9時30分から令和5年6月26日(月)10時まで
- (6) 入札書の提出場所および提出方法
  - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)に示す期間内に入札すること。
  - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に持参すること。
  - ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年6月26日(月)11時 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)ならびに滋賀県特定調達契約の物品等入札執行要領の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 なし

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、随意契約に移行する。

- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : The Shiga Prefectural School for the Physically and Intellectually Impaired school bus, 2 buses
- (2) Deadline for tender : 10 : 00, June 26, 2023
- (3) For further information, contact : Special Needs Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4641

### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 給与等システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部人事課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3156
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日(土)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴敬 岩手県盛岡市松尾町17番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 50,424,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和5年度びわこモーターボート競走場外向発売所運用業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこボートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日(土)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 代表取締役社長 鹿島将彦 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 135,226,677円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 健康福祉事務所告示

### 滋賀県南部健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福



祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年5月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーション COCOそら	草津市矢橋町 115-7-201	株式会社ル・シエル	大津市里六丁目4番15号	行動援護	令和5.6.1	2510600949

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年5月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ステーション 希美	彦根市平田町 628-14	株式会社 a n n	彦根市平田町 628-14	同行援護	令和5.6.1	2510200740

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年5月30日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	野 口 清 英	守山市今浜町433番地

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習[新規取得講習・追加取得講習]を次のとおり実施する。

令和5年5月30日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)
- 2 講習日時
  - (1) 新規取得講習 令和5年7月6日(木)から同月13日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
  - (2) 追加取得講習 令和5年7月11日(火)および同月12日(水)の午前9時から午後5時まで
- 3 修了考査 新規取得講習については令和5年7月14日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

- 5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 7 受講対象者
  - (1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
    - ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
    - ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
    - エ 旧1級検定に合格した者
    - オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 8 受付期間 令和5年6月6日(火)から同月14日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。
- 9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
  - (1) 新規取得講習の場合
    - ア 7(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
    - イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
    - ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
    - エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
    - オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
  - (2) 追加取得講習の場合
    - ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
    - イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
    - ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
    - エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
    - オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した

場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課
- 16 その他 天災その他の不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるので、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

#### 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

##### 琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号

令和4年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号(遊漁者によるピワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示)の一部を次のように改正する。

令和5年5月30日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口孝男

第1項第1号中「受けた場合および」を「受けた場合、」に改め、「行う場合」の右に「または滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合」を加える。

#### 病院事業庁公告

##### 一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院におけるプラズマ滅菌装置の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年5月30日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

##### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 プラズマ滅菌装置 二式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年1月31日(水)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

##### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

##### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。

ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧(仕様書「I. 調達物品および数量」に対応したもの)

イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「Ⅲ. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)

ウ 機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等

エ その他、仕様書内で事前の提出を要求している書類

(2) 提出期限 令和5年6月15日(木)15時まで

(3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

(4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和5年6月22日(木)までに通知する。

#### 4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和5年6月7日(水)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。質問の提出を確認した後、令和5年6月13日(火)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和5年5月30日(火)から令和5年7月3日(月)まで

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和5年5月30日(火)から令和5年7月3日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 入札説明会は行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和5年6月23日(金)から令和5年7月3日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年7月4日(火)9時30分 滋賀県物品・役務電子調達システム

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者

は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となつた者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Hydrogen peroxide gas plasma sterilization system, 2 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, July 3, 2023
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

雑

報

#### 令和5年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託公告

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、エアライフルと散弾銃によるカワウの個体数調整を行うに当たり、委託先候補者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

令和5年5月30日

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 宮川尚久

- 1 事業の名称 令和5年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託
- 2 プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式
- 3 業務の委託者 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 宮川尚久
- 4 業務の内容 「令和5年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務説明書」、「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」および「令和5年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託プロポーザル実施要領(募集要領)」によるものとし、次の(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会事務局

(1) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室内) 電話 077-528-3489

(2) 〒526-0033 長浜市平方町1152番2号(滋賀県湖北森林整備事務所内) 電話 0749-65-6616

5 委託期間 契約締結の日から令和5年10月31日まで

6 予定価格 6,957,500円(消費税および地方消費税(10%)を含む。)

※ ただし、カワウの生息状況や捕獲状況等により変更する場合がある。

7 参加資格 以下の条件全てに該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に準ずる者に該当する者でないこと。

(2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないことおよび長浜市の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(3) 滋賀県内に事務所・支店・営業所等の拠点を設置している者であること。

(4) 「令和5年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務説明書」に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。

※ 企画提案書等提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。

(5) 参加申込書を提出した者であること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

8 参加申込書および企画提案書について 参加を希望する者は、次により参加申込書および企画提案書を提出するものとする。

(1) 参加申込書

ア 提出期限 令和5年6月6日(火)17時必着

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。

ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所

エ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書

ア 提出期限 令和4年6月14日(水)17時必着

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。

ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所

エ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

9 説明会の開催 開催しない。